

## 第3号議案

## 関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例制定の件

関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例を次のように定める。

令和4年3月5日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

## 関西広域連合条例第 号

## 関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金条例

(設置)

第1条 関西広域連合が、令和7年に開催される国際博覧会において設置し、運営することを目指すパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。以下同じ。）の設置及び運営に係る事業（以下「関西パビリオン設置運営事業」という。）に要する経費に充てるため、関西広域連合2025年日本国際博覧会関西パビリオン設置運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、関西パビリオン設置運営事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

